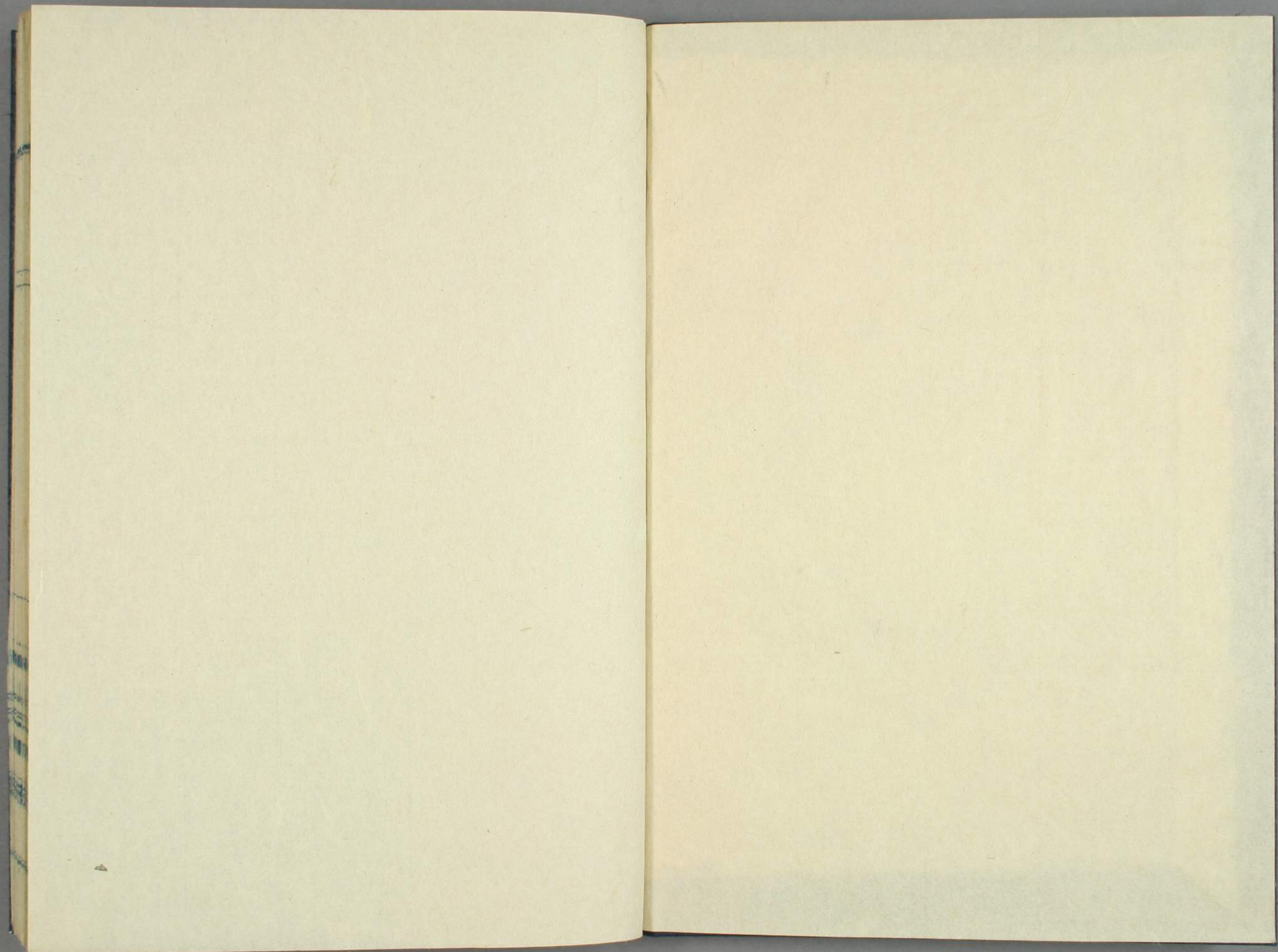




嚙氏約定法 卷十四

洋学文庫
文庫8
C 158
5





民法の法卷之六
第廿二條 第二篇卷之六

五
賣入の権の事

第一章

凡そ品物賣買の取極とす約定る事有スルモノは受小買入

其證據とすも亦其品物代料引取の引渡し引取に

了了らるる時を假令い賣入有権既小其品物の持

主と相渡を事す事小相成居り且に其品物小

付ての危事尖害を其買入賣入を引き受至る事

申
系

小相成り居ると雖も其元来の約定より其代料を拂ふべき前より矢張り賣人其品物で所有するの権を備へある也是れ法に於て賣人一般の権と定むるなり

又時として買人其代料を拂ふべき時其

商約と破断するもの権を備へあるなり故に買

人既小キ附金むと入札市と別小其取計

い才不正の事それなき時其買人其約

代價と稱せん時
個々の廢棄也

賣人其約を物品の他人に賣與するに能はざる也

る品物と他人に賣り度な事相成りたるなり
但買人其約の期日小来りて代料を拂
ふに又品物も押行せしむる賣人三應其段
を買人の方よりこれを催促し及ぶ而して
後尚ほ相當の時限と相待ち其上より買人方よ
り何の挨拶もせしむる且て其代料を
拂ひ品物を持ち行かせらるはたて其時其買人
断然其約定を破断とす

然此約定申明し拂期日ヲ確定スルニ此レハ賣人ハ其品物ヲ所有シテ代價ヲ得
 拂ふこと又如何様取計ハ其勝手次第ナキ
 スルノ權ヲ有スルニシテ此レモ代價ヲ得ハザル氏ハ其品物ヲ所有スルニテ其代料
 此レハ其品物ノ代價トシテ蓋シ約定面ノ所ナク其代料
 余等ノモテ知ルホトス
 下拂ふ可キ時期判然と相定マリある時を賣人
 其代料を拂ふるより其品物を所有しありて
 唯ニ此を催促するの權を備へあるのみ敢て其
 催促の時必りに拂ふにあらざるも約定を破毀と
 する能をせざる也

然此賣人買人との約定より代料拂の上を

2.

其品物と相渡をへきとの約定ありて
 賣人代料の拂と取とを其品物の一部分と
 買人の相渡を事と許す時を此計ふを以て
 敢て其約定の妨とあるをへきにして賣人其残分を
 所有し其代料の催促とあるを其權を備ふる也
 但し其一部分の引り度と以て品物全分の引り度
 とあるを以て事小ニれある時又此例あり
 る也譬へる爰ハ木藏する者ありりるり曾て宇

昔ある者と約定シテアリも取借いと六藏より一年某時
 間の内二周小三積の割合を以て稿を積み送り
 申吉の地面シテアリ小積と相渡をへき事小取極
 め而して申吉シテアリ其代料と右時間の内積送
 り稿一積毎小三十三シテアリの割合を以て
 相拂ふへき事と兼知たり然る小六藏右約定の
 通り稿を積み送りその申吉シテアリを先分相渡され
 るシテアリの代料を拂ふとを辞ち一拂ふに
 3.

監
 決例

是常小拂ふと跡へ残置入事と張
 りあり是も於て此事公事シテアリなり元未約定
 の本音シテアリ小積へ其積送る毎小其代料を拂ふへ
 き事小二小あると以て申吉其代料を拂ふ事
 小於て小六藏より残分を積送る小及する事
 又裁許とあり

又賣入監貸を以て品物を賣入而して其時其
 引申度シテアリを相定りしる買入直ち小

其品物と所有するの権あり（不特）と其所有の権（不特）非
 持主の権（不特）と一時小買人の手（不特）に移る也（不特）而（不特）如
 此（不特）時（不特）に於て賣入品物と引き留め置きて代
 料を催促するの権を失い（不特）尤賣入此計ふい（不特）以
 せしむる此権を所有（不特）あるべき所（不特）故（不特）右
 の如き取極（不特）を元（不特）に買入其代料を拂（不特）を
 して直ち小其品物を取り得るの権を備（不特）へある
 也其故（不特）右の如き約定（不特）ありて後月何日と日を

六

期と其代料を拂ふべきとの取極（不特）あり（不特）
 するもよみてあり然（不特）此右の取極（不特）を未入買
 入其品物（不特）を所有するの権（不特）十分とあり（不特）買入故
 小買入其品物（不特）を所有致（不特）す前（不特）小分散（不特）及ぶ時
 ら代料の為（不特）小其品物（不特）を賣入小取（不特）戻さる也
 又賣入品物代料の引当（不特）とて為替手形又（不特）
 金子拂（不特）證文を受取る時（不特）品物を留めて代料を
 催促（不特）するの権（不特）を失い而して其手形既（不特）他人の

申察川條

手小相渡りその後ら役令い其手形不通賣人、手形存スル間、其権利三ツトモ此、の者あり

わが既他人、手形存スル間、其権利不通、わが既他人、手形存スル間、其権利不通、其権利再得る事と

能はん但、其手形未だ他人の手小渡りんと

尚且賣入の手小これある内を又此例よみて論

あへて、さるる也

又賣入自ら藏守と相成り居りて或る者、手小品物

を賣り渡りある者、右賣入の庫中より其品

物を持ち運ぶ事ある前、手小散小及びいなり備へ賣

5.

人ら右買入の分散前、手小品物引渡後の書付を相

渡り置かれ、唯此席に賣入其品物を引き

留め、代料を催促するの権を妨る事也、然れ

共若し其品物賣入の庫中、手小これあり、他人の庫

中、手小これあり、其藏守買入の為、手小引渡

書付を所持致し居り、磨へ其品物と買入の書

頭の積り、預り居る事、旨荒知致し居る時、

又右の例、手小これあり、さるる也

然此れ客小葉吉あり者「ウエスト・イン・ザ・」積問屋
 會社花(置)之材木と預る需て英吉其材木と辨死も賣
 拂物あり而、之辨藏り又これと清藏り賣
 て材木の引渡書付と相渡を(き事)取り宛め
 あり然るる右積問屋會社より英吉甲(氏)より添
 書アラサレ其材木材を引き渡す事相成
 小さる趣み対則ち清藏其添書を得んとせし
 間清藏しある散ふ及びて遊小其添書を得ん又其

6.

代物も押さるりりり借于時成此公事小松を元よ
 清藏其品物と遣丙(氏)引き渡される小あは
 故小辨藏り清藏と對と品物を留め置きと
 代物便と催促は(去)するの権初あり
 又買取りある品物を賣入の藏小入れ置きと買
 入其藏敷と拂ふ種未だ其品物賣入の所有小
 下れある内を皮合ひ如何様の事これあるも

第二章

賣人代價、^{賣人代價} 云々賣人代料の^{代料} 半事^{半事} 起^起 てもうの^後 合^合 の買入の
 方^方 小^小 聊^聊 の^{照先} 重^重 度^度 下^下 れ^{照先} あり^{照先} ても^{照先} 雙^雙 方^方 あり^{雙方} とも^{雙方} 元^元 来^来 其^其 掛
 貸^貸 の時^時 限^限 定^定 せ^定 り^定 あり^定 時^時 々^々 之^之 依^依 り^依 其^其 半^半 事^事 せ^{半事}
 為^為 せ^為 ざ^為 る^為 事^事 得^得 る^得 故^故 今^今 某^某 の期^期 限^限 せ^期 め^期 て^期 品^品 物^物 を
 賣^賣 り^賣 渡^渡 し^賣 而^而 し^而 其^其 代^代 料^料 の半^半 高^高 を^{代料} 即^即 金^金 子^子 と^即 拂^拂 ひ
 残^残 分^分 半^半 高^高 を^{残分} 後^後 三^三 ヶ^三 月^月 間^間 小^小 相^相 拂^拂 小^小 一^一 せ^相 約^約 定^定 せ^相 れ
 あ^あ る^あ 時^時 々^々 夜^夜 合^合 の買^買 入^入 約^約 束^束 通^通 り^{買入} 後^後 約^約 の半^半 高^高 を^{後約} 拂^拂 出^出 し^{後約} 罷^罷 止^止 せ^{後約}

賣^賣 入^入 残^残 半^半 高^高 の期^期 限^限 三^三 ヶ^三 月^月 相^相 立^立 せ^{相立} ざ^{相立} る^{相立} 内^内 々^々 其^其 代^代 料^料
 の^の 半^半 事^事 を^{半事} 為^為 せ^為 ざ^為 る^為 能^能 ざ^能 る^能 也^也

又^又 若^若 し^若 各^各 種^種 の品^品 物^物 を^{各物} 某^某 の時^時 間^間 中^中 小^小 残^残 小^小 相^相 渡^渡
 せ^せ ざ^せ る^せ 全^全 約^約 定^定 せ^全 る^全 賣^賣 入^入 其^其 内^内 の一^一 部^部 分^分 を^内
 相^相 渡^渡 を^{相渡} 時^時 々^々 賣^賣 入^入 せ^{相渡} 其^其 相^相 約^約 せ^{相約} る^{相約} 時^時 間^間 相^相 違^違 ざ^{相違}
 る^る 内^内 々^々 其^其 既^既 小^小 渡^渡 せ^既 ざ^既 る^既 品^品 物^物 一^一 部^部 小^小 の代^代 料^料 公^公
 事^事 能^能 ざ^能 る^能 大^大 而^而 し^大 若^若 し^若 賣^賣 入^入 の方^方 々^々 其^其 期^期
 限^限 通^通 り^限 残^残 小^小 の品^品 物^物 を^{残小} 相^相 渡^渡 せ^{相渡} ざ^{相渡} る^{相渡} 時^時 々^々 買^買 入^入 其^其 既

申察川系

不_レ相_レ渡_レされたる一部分を^{還附スルコトヲ得ルナリ}差_レ戻_レす_レ事_レと得_レる_レ也
然_レ此_レ其_レ買_レ入_レ某_レ取_レ極_レの_レなる_レ期限_レ後_レヤ_レ其_レ度_レ
され_レたる_レ分_レを_レ所_レ持_レて_レある_レ特_レ々_レ其_レ分_レ丈_レけ_レの_レ代_レ料_レ
を_レ拂_レい_レたる_レを_レ得_レたる_レ事_レなり

又_レ若_レ買_レ入_レ約_レ束_レ通_レる_レ品_レ物_レの_レ代_レ料_レを_レ拂
い_レたる_レ買_レ入_レの_レ所_レ存_レを_レ問_レひ_レて_レ其_レ品_レ物
を_レ取_レ戻_レす_レ時_レに_レ賣_レ入_レ代_レ料_レの_レ公_レ事_レを_レ行_レは_レば_レ能_レす
而_レも_レ此_レ時_レに_レ唯_レ不_レ正_レの_レ席_レを_レ以_レて_レ買_レ入_レより_レ還_レ付_レす

料_レを_レ出_レさ_レし_レて_レ其_レの_レ公_レ事_レを_レ行_レは_レば_レ能_レす

第三章

賣_レ入_レ轉_レ賣_レ三_レの_レ由

又_レ買_レ入_レ約_レ束_レ通_レる_レ品_レ物_レの_レ代_レ料_レを_レ拂
い_レたる_レ買_レ入_レの_レ所_レ存_レを_レ問_レひ_レて_レ其_レ品_レ物
を_レ取_レ戻_レす_レ時_レに_レ賣_レ入_レ代_レ料_レの_レ公_レ事_レを_レ行_レは_レば_レ能_レす
而_レも_レ此_レ時_レに_レ唯_レ不_レ正_レの_レ席_レを_レ以_レて_レ買_レ入_レより_レ還_レ付_レす

此の旨は後述の如く一に買入る者し約する物品の受取に付然るに
 此の旨は後述の如く一に買入る者し約する物品の受取に付然るに
 中明文之ナリトモ其旨は買入る者し約する物品の受取に付然るに
 然るに其旨は買入る者し約する物品の受取に付然るに
 生るに其旨は買入る者し約する物品の受取に付然るに
 此の旨は後述の如く一に買入る者し約する物品の受取に付然るに
 法一定して若し買入約束を取極めし後品物を
 買取り持行く事と辞む時々仮令い約定中も右
 の趣意判然とせんまも賣入其品物を直ち小
 他人に賣り扱ふに且の其品を再び他人に賣扱
 するに賣入の損失等不相成る時々これを買入

10.

より贖を以てむる事小定なり但し如此ま付
 其品物を受取らるるに從て生るるに換取の旨は買入る者し約する物品の受取に付然るに
 其品物より買入る者し約する物品の受取に付然るに
 此の旨は後述の如く一に買入る者し約する物品の受取に付然るに
 此の旨は後述の如く一に買入る者し約する物品の受取に付然るに

第四章

四 賣入品物を賣りてこれと再び買入る相度と
 其内其品物を引き留め置きし代料を催促する
 の権を備ふるのみならず尚ほ賣入る其品物

申察川系

と手離しタム後トせし上と蚤とも其出未だ買入の手不
 渡渡ふ價と代料價と受取る事拂ハスも而して其内買
 入分散等の異変丁ツ日トナリノ事ケテミテ途中物品正北ノ權ト云フを
 取り戻すの權を備へある也これと号けて品物
 引き留めの權とりし而してこの權を別ち通例
 のほこひて論をうる所の義を以てする品物引き
 留めの權の一種とせしはく也
 允る品物途中引き留めの權途中を行ふ付てる賣人全

11.

く其元素の約定を破断とをせしむる或は又賣
 入其品物を相渡さくる手離ヤレシ位置ニ差置キ而シテ價ヲ拂フ迄ふ不致し置き其代料
 を拂保持セシム可キ也もするやうに其品物を留め置くべきは此義尚
 ほ未だ一定せざる所と凡然れ其内先づ品物
 を留め置きと代料價討索ノ意見ヲ罷置良ト云ケヤナリの催促をせし最良の見意
 とせしむ也
 又品物引き留めの權を其名号不於る如く品物
 未だ買入の許不至りする内途中これヲ行ハルを賣人これを引き

古權初

留^留事^事を得^得而^而之^之其^其品^品物^物運^運送^送人^人の^の手^手に^にこれ^{これ}あり^{あり}て^て且^且つ^つ其^其途^途中^中の^の場^場所^所に^に違^違り^{あり}ある^{あり}内^内に^に其^其運^運送^送人^人より^{より}命^命じ^じ又^又を^を買^買入^入り^り命^命じ^じ多^多る^るの^の差^差別^別に^に拘^拘ふ^ら其^其品^品物^物に^に張^張り^り引^引き^きは^は相^相濟^濟さ^さる^る規^規則^則あり^{あり}て^て此^此れ^れあり^{あり}也^也

品物運中
以高論

故^故小^小品^品物^物其^其途^途中^中に^に荷^荷造^造り^り人^人又^又は^は藏^藏守^守等^等の^の如^如き^き者^者の^の手^手に^にこれ^{これ}あり^{あり}内^内に^に未^未だ^だ其^其品^品物^物引^引き^き渡^渡す^る事^事に^に違^違り^{あり}て^て賣^賣入^入り^り之^之を^を取^取り^り戻^戻す^る事^事に^に違^違り^{あり}也^也

三

得^得而^而之^之運^運送^送人^人の^の手^手を^を経^経る^る事^事何^何程^程に^に相^相成^成る^ると^と兼^兼とも^も其^其品^品物^物を^を送^送る^る一^一き^き本^本来^来の^の場^場所^所に^に違^違り^{あり}て^て送^送る^る事^事に^に違^違り^{あり}て^て此^此れ^れあり^{あり}也^也

い運送人^之積送るべき場所に至りて既に
 買入の彼戸場小其品物を卸し多る後とりて置入
 運送人亦船賃を拂ふ多る小於て其品物を相^{運送人}
 渡^{權シヤルコトハ由ラセリ}事相成ふ^{ハ由ラセリ}逐も申述るの權ありとん又
 賣買の約定より賣入より品物を積み送るべき
 旨小て先小其賣度一^{買入}手形を丸脚船にて相回し
 置き而して買入これを受取り多達とも既に勢
 い分散の姿小立至り多るを以て其品物到着小

13.

相成るといひ逆も引き取るといひ見詰とれり
 付其品物^{未タ}の到着ニれちり内又其代料船賃等も
 相拂もさるる前^{未タ}これと破折^{ハ由ラセリ}するといきとの買替
 小て其手形を賣入の為小他人小相度一置付々
 則ち賣入其商約^{運送人}を破折とすとい吊物引^{運中差止ノ權ハ由ラセリ}こ留め
 の事小相成る也

又假令い賣入品物を積み送りてこれ買入^{未タ}手
 の波戸場小相回^{未タ}而して買入其品物の書付と

受取ると申とも其品未だ船中ハこれある内を
 矢張り途中ノ分カと買入これヲ所有スる事
 能ハん且又買入ハ此土地ニて品物を陸上ニ上げ
 さスる前ニ賣り渡スる事ノ風習ハ此ノ事ニ係ル事ナリ
 其終所有と相成るとハ事何の子細ニ此ノ事
 間ニも趣ヲ申スとハ其公事ヲ助スる
 事ニ能ハざる也

又品物を積み送りてこれを買入ハ相渡スるト

六

小付キ倭令ハ其品物買入ノ波戸場支配人又ハ運
 送人ノ手ニ相渡スると申とも此支配人運送人ノ
 元ヨリ買入ノ番頭ト相成リ居ル者ハ此
 既ハ其者ノ手中相渡リたる後と申とも其
 品物元来差シ送ル一ハ本所ハ此
 而シ故ハ其品物ヲ付買入ト賣入ト對
 て品物引キ留メの權ヲ奪フ事ニ能ハざる也

又買人の船を以て品物を積み送り而して其積
 送證文を先方へ積み行きてのちこれを賣人
 手附の者へ一先相渡さし様認めある時其
 持主未だ買人の手へ移る事これなきを以て買
 人賣人の對して品物引き出しの権を破る事能
 ざるなり而して如此き少事多於て是後令船
 長其證文中に其船主の品物を積み込む所無
 貨してこれを相運ふべき趣これありとて又名

其品物未^レ賣人の手を相離れ^レと^レ矢張無
賃^レて相運^レう^レき趣を以て認めたる^レ謄文は署
名致^レと^レ更^レ其^レ區別^レこれ^レある事なく^レて船
長買人を助くる事能^レひ^レきなり

然れ^レと^レ若^レ積^レ謄文中^レ品物を全く買人の
為^レ積入^レれ^レ途中の^レ災害等^レ総て買人^レ引
渡^レけ^レと^レ賣人^レの方^レ最早^レ關係^レこれ^レなき趣を
以て認め^レ而^レて其品物を運送^レ致^レ時^レ或^レ品物

名、積、初、の、先、
79、14

買入の藏^レて相渡^レさ^レる^レ時^レ或^レ買人の取扱^レ人
の手^レ渡^レす^レ時^レ或^レ買人自領^レの藏^レこれ^レなきを以
て其積送^レり^レある場所の^レ波^レ戸^レ場^レ支配^レ人又^レ荷造
り人等の如^ク他人の藏^レを借^レりて其品物を^レ凌^レ取
る^レ時^レ或^レ買人其品物を置^レく^レき^レ場所^レを取^レり^レ極
る^レまで一^レ先^レ此^レ如^ク置^レく^レき^レとの事^レも^レ則^レち其
場^レも^レこれ^レを相渡^レす^レ時^レ或^レ買人より其品物を
他^レ再^レ運送^レ致^レと^レき^レ差^レ圖^レこれ^レあるまで一^レ商

人これを引き渡さずしきやの事多て則ち其者の
 手小其品物を相渡其時或る品物を買人の寓所
 多て賣渡し而して買人の注文せる形多し此を
 積み込み其船多て他港の別人へ相廻其時等総
 て右様の手順多て相渡其時最早賣人より運
 送引渡しの手順相終りて買人より賣人へ對し
 品物引渡りの権を破る事を得而して其手順一
 度ひ終る時を再び又其品物を運送致しと賣
 度ひ終る時を再び

及左の権を再び得る能えざるなり

又爰も品物賣買の全約定しれありて買人其品
 物残らしを領取致ししき積りて其内一部分を
 渡取る時を則ち残らし引き渡しの手順相終り
 て賣人品物引渡りの権おれなきとあるなり
 又賣人品物引渡りの権を及令其賣買の取極め後
 其品物を他へ運送する事なく其終られある
 賣人其権を失ふ事あり申すなり 摩くは若し

品物の賣買取極りて後^{其物}又張^手賣人の地面^{家宅}より
 差置^{買人再々他人に轉賣し而}き而^{其買人}これ^を又賣^買せる者より賣
 人^{其他}其藏敷を渡取^之り尚ほ^其此^を其^依差^を置^く時或
 ち品物賣買の時^{別人、手、在、品物}賣人兼^之領^之物^買買人の名前
 して^{買人、或、買人、符、印、也、ス、ル、ハ、}其取^之り^を而^てこれ^を別人の手^に
 相渡^之時^を則ち賣人品物^{差止}引^止出^のの権^を失^ふ
 なり然れども賣人買人^{ヨリ}品物の勘定書を相渡^{送致}
 へ藏敷取^{先張}り其品物を賣人の藏^をさ^し置^く事

物品到着 悟
 セザル前 権
 失フ

を許^之時^を賣人^其其^権を失^せる^事なり
 又買人品物到着の上^{差止、権、利、の、在、り、の、事、ヲ、サ、サ、ル、ガ、ル、ナリ}これの便利都合^{勝手}の爲め
 これを其運送人の藏^を差^し置^くる^事き^旨を望
 み而^て其品物^ヲ入^用の時^を何時^も渡^さる^事き
 事^ヲ取^極め^る時^を其運送人^ヲ磨^つる^事買人の
 番頭^{代人}の如^き者^ト相成^るを以^て賣人^{品物}引^出の
 権^を失^ふなり
 又一般^ニ品物買人より申越^しる^事場所^ニ相届

うさる内を引渡しこれなきあて仮令品物の
渡取人買人の番頭にて途中に於てこれを己れ
の藏に渡取り主人方へ相送るべき趣を以て決
ると雖も賣人品物引渡しの権を失ふはあら
ざるなり但し其品物未だ差送るべき場所へ
達せざる前より買人自ら運送人の所存に拘らん
途中に於て其品物を渡取り或る又別はこれを
渡取りある分よりなき相當の所業を行ふ時

物品の管轄
証文の旨

を賣人引渡しの権これなきはなるなり
然れども運送人買人の番頭の積りにて買人の
為め其品物を所有致しなき旨兼知されなく
して買人仮令残らん其品物を買取るべき心底
よりこれあるを以て途中に於て其品物を取
り出而してこれを印を附する事のみをて賣
人は對して品物引渡しの権を奪ふ事と相成る
べき歟未だ曾て甚く疑ふべき處とせり

積送 積送 積送

積送 積送 積送

又積送 謄文買人の手あこれありて未だ裏書な
 さるる内を賣人小對して品物引き留めの権を
 奪ふ事能はん然れども買人不明の事なく其如
 日相當の趣意ありてこれを他人小相渡未時を
 賣人品物引き留めの権最早られなき事なる
 然れ共積送 謄文を渡さんして唯品物の船積手
 形又を品物の引渡し書付を買人小相渡其のみ

又買人積送 謄文を質入致し或る品物を賣り或
 る價の書付を取て其一部を拂ふと雖も
 賣人これり為め品物引留めの権を破らざる事
 なる而して賣人直段書付を買人小相渡しての
 ち買人若し分散及ぶ時を其書付を取らば
 又買人積送 謄文を質入致し或る品物を賣り或
 る價の書付を取て其一部を拂ふと雖も
 賣人これり為め品物引留めの権を破らざる事
 なる而して賣人直段書付を買人小相渡しての
 ち買人若し分散及ぶ時を其書付を取らば

申 係

となく引直さず其品物を引直さず引直さず事を
得る事なり

其品物を所
有しある内
又を番賣買
人より勘定
の者不

又買人多散の上其品物他人の手よりある内
或る運送人買人より勘定の為ふ裏書せる積込
證文を所持しある時の如く何れと未だ其品物
買人の手より相渡らざる内を賣人品物引直さず
の権を破らざる事なり

又積込證文も賣人其代料を今く受取らざる内

る品物を所有致さざる事なり
此證文を相渡さしむる事なり
の権を失はざる事なり
此賣品引直の権を賣人の為ふ當人申す用
り多き事なり品物の賣人より引直さず人
と引直さずして唯其代料の請人の如き者なり
此権を取り用ゆる事能はざる事なり
品物を賣捌りせて其利潤損耗を両分せん

申す事なり

取窮めりて其品物を渡取人少相送り且其品物を右渡取人歟或る其年の者少相渡りき為ふ有積謬文を既ふ渡取人少相送り多る時雖も渡人よりこれを引留むる事を得るなり爰少一人他國へ出張せる者あり此國住居の商人より其出張人少買品の注文を差送り出張人其注文より従ひ右注文人少相識らざる商人より自筆の文結を以て品物を懸借し買受け口銭を取りて

其品物を注文人少相送り時高則少於て此出張人を渡し人少注文人を渡取人と先而て渡人を渡り賣人よりて渡取人を買人なり然れども右賣人の如き者少非是して唯其品物を手中少所持せり内のみよれを引留むる事を得る雖も其手を離り時此の如きも權を失ふ者少前股賣品引留の權を行ふ事能はざるなり又賣品引留の事を取行ふも權を記人一旦

賣品を引留めて其後右品の賣主其引留の事を
確定せると雖も既尔其品を買人の手へ相渡
此時其確定用を先事能く如何とせられハ
先人の引當を確定せざる事未だ其品を買人へ
渡さずして賣主自ら此の如き引留を致し事成
得べき時間日非らされこれを行為せよと能ハ
ざるを以てなり

古權利ヲ行
カ何ノ由

又賣品引留の權を行ふるを必しと賣人實尔其

△其品物
ナリ

品を持領する事を要せん唯其品物持者守人ハ
其品の次第を由てこれを引留あるとの趣を報
告せざる由にて十分とせざるなり若し其品物
其途中より出れある内賣主より此の如き報告
を出此時其後運送方又波戸場支配人の取
計より其品を買人相渡共買人の物となら
ざるを以て其時右買人系散ある時を分散の取
扱人其品を掌握せざる事能らざるなり

第五章

賣人其諸^リ五の
買人トト^ト事^ト件^ト更^ト
取^トレ^トキヤ^ト倫

代人^{凡リ}番頭^ニの類^ニふ品物を賣り^ル多^クる^ル事^トふ^ル於^テて^モ也
賣人^{ヨリ}其^ノ代人^ノのみ^ヲを相手取^ルる^ル事^ト又^モ其^ノ本主
を相手取^ルる^ル事^ト亦^モ此^ノ事^トの付^ク其^ノ匡^ニ別^レ度^ト困難^ノ
事^トあり^テ故^ニ此^ノ疑^ト問^ト或^レ一定^セル^ル規則^ヲを既^ニ前^ニ編
に説明^セリ

古一級規則

他の^ノ事^トふ^ル於^テて^モ賣人^{ヨリ}唯^ニ元^ニ来^ル実^ニ其^ノ品^ヲを
買^ル人^トと^シて^モ相手取^ルる^ル事^ト以^テ

規則^トと^シて^モ其^ノ賣^買ノ事^ト取^ル窮^リ多^クる^ル後^ニ買人
の兼^ニ知^ル右^ノ商物^ノの利^ヲ潤^ヲを分^リ配^スル^ル事^ト連^ル中^ニと^シて^モ
多^クる^ル者^ノの如^クき^テ賣人^トに對^シて^モ其^ノ品^ノの代^リ料^トを^モ拘^ル
合^スル^ル事^ト又^モ其^ノ仲^ニ間^ニ求^ルラ^ル者^ト兩^ノ人^ト相^ニ共^スル^ル
組^ニ合^ヒて^モ一箇^ノの品物^ヲを注^ス文^スル^ル事^ト雖^モと^シて^モ若^シ
其^ノ商約^ノの全^ト体^トふ^ル於^テて^モ右^ノの兩^ノ人^ト其^ノ品物^ノの爲^ニ各
其^ノ拘^ル合^スル^ル處^ヲを異^ニス^ルル^ル事^トの旨^ヲ賣^買双方^ノの會^ニ合
ス^ルル^ル事^ト也^ト時^ニハ此^ノ兩^ノ人^ト賣^買人^トに對^シて^モ其^ノ品^ヲふ^ル付^テ

相共^{責任の受}ふ^し不^し拘^し合^ふ事^{なき}也^{なり}又^{越後屋より}
 備^{乙氏}前^{乙氏}屋^{乙氏}品^{乙氏}物^{乙氏}を^{乙氏}賣^{乙氏}り^{乙氏}多^{乙氏}る^{乙氏}小^{乙氏}備^{乙氏}前^{乙氏}屋^{乙氏}一^{乙氏}旦^{乙氏}此^{乙氏}れ^{乙氏}を^{乙氏}
 買^{乙氏}取^{乙氏}け^{乙氏}多^{乙氏}れ^{乙氏}共^{乙氏}中^{乙氏}と^{乙氏}其^{乙氏}代^{乙氏}料^{乙氏}を^{乙氏}拂^{乙氏}ふ^{乙氏}と^{乙氏}見^{乙氏}詰^{乙氏}免^{乙氏}な^{乙氏}
 事^{乙氏}故^{乙氏}に^{乙氏}此^{乙氏}品^{乙氏}を^{乙氏}信^{乙氏}濃^{乙氏}屋^{乙氏}に^{乙氏}譲^{乙氏}り^{乙氏}渡^{乙氏}し^{乙氏}信^{乙氏}濃^{乙氏}屋^{乙氏}より^{乙氏}右^{乙氏}
 の^{乙氏}代^{乙氏}料^{乙氏}を^{乙氏}拂^{乙氏}ふ^{乙氏}と^{乙氏}越^{乙氏}後^{乙氏}屋^{乙氏}に^{乙氏}約^{乙氏}定^{乙氏}せ^{乙氏}り^{乙氏}此^{乙氏}公^{乙氏}
 事^{乙氏}に^{乙氏}於^{乙氏}て^{乙氏}越^{乙氏}後^{乙氏}屋^{乙氏}信^{乙氏}濃^{乙氏}屋^{乙氏}と^{乙氏}新^{乙氏}に^{乙氏}賣^{乙氏}買^{乙氏}を^{乙氏}取^{乙氏}組^{乙氏}み^{乙氏}
 多^{乙氏}る^{乙氏}事^{乙氏}に^{乙氏}て^{乙氏}信^{乙氏}濃^{乙氏}屋^{乙氏}に^{乙氏}備^{乙氏}前^{乙氏}屋^{乙氏}の^{乙氏}借^{乙氏}金^{乙氏}を^{乙氏}拂^{乙氏}ふ^{乙氏}
 と^{乙氏}約^{乙氏}定^{乙氏}を^{乙氏}致^{乙氏}せ^{乙氏}る^{乙氏}を^{乙氏}求^{乙氏}む^{乙氏}と^{乙氏}裁^{乙氏}判^{乙氏}せ^{乙氏}ら^{乙氏}れ^{乙氏}多^{乙氏}る^{乙氏}又^{乙氏}

傳^{社告}兵^{社告}衛^{社告}者^{越前屋より}越^{甲氏}前^{甲氏}屋^{甲氏}より^{甲氏}某^{甲氏}の^{甲氏}品^{甲氏}物^{甲氏}を^{甲氏}買^{甲氏}ひ^{甲氏}備^{甲氏}後^{甲氏}
 屋^{甲氏}と^{甲氏}亦^{甲氏}越^{甲氏}前^{甲氏}屋^{甲氏}より^{甲氏}某^{甲氏}の^{甲氏}品^{甲氏}を^{甲氏}買^{甲氏}ひ^{甲氏}多^{甲氏}る^{甲氏}越^{甲氏}前^{甲氏}屋^{甲氏}
 可^{甲氏}托^{甲氏}せ^{甲氏}ら^{甲氏}れ^{甲氏}多^{甲氏}る^{甲氏}運^{甲氏}送^{甲氏}方^{甲氏}向^{甲氏}遠^{甲氏}と^{甲氏}て^{甲氏}傳^{甲氏}兵^{甲氏}衛^{甲氏}方^{甲氏}に^{甲氏}送^{甲氏}
 る^{甲氏}と^{甲氏}品^{甲氏}物^{甲氏}を^{甲氏}備^{甲氏}後^{甲氏}屋^{甲氏}に^{甲氏}相^{甲氏}渡^{甲氏}し^{甲氏}備^{甲氏}後^{甲氏}屋^{甲氏}に^{甲氏}渡^{甲氏}せ^{甲氏}ら^{甲氏}
 せ^{甲氏}品^{甲氏}物^{甲氏}を^{甲氏}傳^{甲氏}兵^{甲氏}衛^{甲氏}に^{甲氏}送^{甲氏}り^{甲氏}多^{甲氏}る^{甲氏}此^{甲氏}公^{甲氏}事^{甲氏}に^{甲氏}於^{甲氏}て^{甲氏}右^{甲氏}の^{甲氏}
 運^{甲氏}送^{甲氏}人^{甲氏}備^{甲氏}後^{甲氏}屋^{甲氏}の^{甲氏}品^{甲氏}を^{甲氏}返^{甲氏}濟^{甲氏}致^{甲氏}せ^{甲氏}ら^{甲氏}れ^{甲氏}多^{甲氏}る^{甲氏}首^{甲氏}を^{甲氏}傳^{甲氏}兵^{甲氏}
 衛^{甲氏}に^{甲氏}頼^{甲氏}入^{甲氏}れ^{甲氏}多^{甲氏}る^{甲氏}時^{甲氏}傳^{甲氏}兵^{甲氏}衛^{甲氏}其^{甲氏}品^{甲氏}を^{甲氏}返^{甲氏}さ^{甲氏}せ^{甲氏}ら^{甲氏}せ^{甲氏}て^{甲氏}代^{甲氏}
 料^{甲氏}と^{甲氏}て^{甲氏}此^{甲氏}れ^{甲氏}を^{甲氏}其^{甲氏}運^{甲氏}送^{甲氏}人^{甲氏}に^{甲氏}拂^{甲氏}ふ^{甲氏}と^{甲氏}云^{甲氏}ひ^{甲氏}多^{甲氏}る^{甲氏}

事を傳兵衛運送人より其品を買ひ多る謬扱と
なる致以て右運送人より傳兵衛に對し賣渡せ
る品物の代料の公事を起せざるを十分の理ある
趣を裁判せられあり

仁心等を以て企て多る病院の如き者公館公舎
建立の爲に給備せる品物代料の公事お於て右
右造管の事物を処置せしき総代とある建
立の組合人を右諸入用物の催促人に對してこ

其後
おし

れは拘合ふあり又簡據の総代を定めらるる前
諸事を支配せる人との談合より其の商人某の
品を懸貸を以て給備せし其後別の新総代と
何の約定せざるに非らされ共普請方小使の注
文を従ひ引續きて其品を差送り右商人方より
を別殿より其事を向きて問合せし致さず其代料
拂方も是りてハ誰人の引渡拘合も有らざるに
其處も兼知なくしてこれを給備せざる共右総代

社中（責任トシテ）これヲ拘合（し）の得（る）を以（て）然れども若し總代の社中（トシテ）右品物の代料を唯造營（造）無金（道平金）の中よりのみ拂（り）を以（て）き旨哉最初より明白其商人は相断り而して商人これを兼知の事ありて相替らる（れ）其品を差送り多事ならハ別事あり

爰小買品の注文ありて賣人その品を撰（選）の上運送人も相渡さる（る）と云々注文（ニテ）ハ賣人其

運夫ニ引はる
買手トシテ

注文面より從ひ其の品を撰（選）して運送人は相渡（す）此時其運送人を則ち買人の代人となす故に此運送人は其品を渡（す）此事を則ち其買人は渡せる事となりて其上（後）の喪事損失等ハ皆買人の引請となす故以て及令其時買人方より送車（運）の種類等より別段の指圖（之ナリト云々）若し其品轉送の途中（トシテ）失（失）時ハ買人猶其代料（便）を拂（り）せざるを得ず

而て前段の如き事も於て其賣渡り既し十分
 せり故以て後令其運送人不法は其品を引留め
 て買人も相渡さずと雖も賣人より買人も對
 して賣渡せる品物の代料の爲に公事を起し事
 を得るなり且又其時買人も運送人の不法を破
 りて其品を回復する時ハ勿論の事なり
 然れども賣人買人の注文品を運送人も渡して
 其品紛失ある時を賣人これを渡せる事ハ白き

十分注意して少くも落度されなく或帳面の
 書記を尋問致し或る其品の受取書を取らせ
 又其品の請合を附くべき處これを附けさる
 り如きめ次第なきは冰されハ公事を起して買
 人より其代料を出さざる事能はざるなり
 栗平平吉兩人の公事も於て尤の如く裁許せら
 れあり「リバポール港の風習もて「コッヒー」豆を
 買ふ者これを買てより二月の間を賣人の藏内

本主ト代人ト賣
物ノ由

は藏敷を拂ひ了して其俵（れ）を差置く事を得
るなり然れども右二月の内は賣人より賣品引
渡の書白を買人は渡り時を其引渡の事既（ハ）
成して其時より右の買人を則ち其持主（ナリ）なる
なり

他出の番頭（代人其本主）主商の為ふ口銭を取りて品物を買
ひ右主商の為ふこれを船積して差送る時を反
令其品（物）の賣人賣品の勘定書を右番頭（代人）の名前ふ

て相認め且番頭（代人）より其代料の兼知を渡すと雖
も番頭（代人）を其主商（本主）を右品（物）の買人として其品物
引渡ある諸事を引受けしむる事能はる

申
系

初

又若し主高本より口銭を與へて品物を賣捌かし
 めんり為小これを他出の番頭代に引渡し而して
 其品物に付を間違云い出ちれある時を右の引渡しを
 以て主高本より番頭代に對し賣渡りある品物と云
 下名義を立て公事を起し能能はざる也

第六章

初は手帳命初の通例の公事初に於て賣渡せる品物の代料を回復
 せるものと訴訟人本より相手本に賣渡せる品物の代

料として相^付手と^て訴訟人^ト拂ふべき金子の爲
 小相手^トを訴訟する趣を申立ると常則とを^もる也
 又若し南約^ト於て他の箇條相違^{アリ}なく相整ふと
 虽共買人其品を引取り^て右品未^ニと賣人の
 手小されある時を賣渡^リの取窮^リある^ニ品物^ト
 いへる名義を以て公事^トを起^スこへし
 然共賣品の代料回復の公事^ト於ても時と
 委細^トの説明を要する事あり

第一若し賣人其品^トを買入^ル小賣りある共其代料^ト
 小付ても右^ノ買人小對して公事^トを起^スこへし
 是れ其品^ノの代料^トを請合ひある請人小對^セし
 其^レ説明を^もる^ニ其^レ趣^トを委細^トに説明^スこへし
 第二其^レ高^ト既^ニ小相^手論み^りある共未^ニ其品^トを引渡さ
 ても亦引渡同様の事^トも未^ニ取行^ハい^てを而して其
 品^ノの持主^ト未^ニ買人小移^トさる時を買人を訴訟^ス
 する小其賣品を受取り^てする趣を以てをへさる

第三約定^作由^作其品の代料^作を為替手形^作に
 拂ふへきり又も其内幾分も為替手形^作を拂
 ひ幾分も正金^作を拂へんと其取崩^作のありて買人
 何^作を^作これを拂へざる時^作も賣人^作より其趣^作を
 委細^作に説明^作を^作事肝要^作あり而して其品懸賣^作ふ
 る時^作も其手形^作の拂り正金の拂も右懸貸^作の期限
 を過^作をさる内^作も^作これを回復^作を^作事^作を得^作ざる^作ふ

と

又若し賣品代料^作の為^作も為替手形^作を渡され而し
 と其手形^作通用せざる時^作も賣人^作より賣品代料^作の
 半^作事^作を起^作を^作得^作へし然^作共^作右^作の手形^作通用中^作も代
 料^作の公事^作を起^作を^作得^作ざる^作也^作而して又買人^作其買
 品^作代料^作の為^作も右代料^作の金高^作より多^作き金高^作の為
 替手形^作に裏書^作してこれを賣人^作に渡り賣人^作より
 其^作銀^作と正金^作とし受取り而して賣人^作未^作も其手形^作

かて正金も受取りし内小これを紛失せし公
事小於て賣人其品の代料并小手形の釣として
相拂ひるる金子の爲小買人の對して公事を起
し事能ハス趣小裁許せしこと也

然共若し買人欺罔の仕方をして品物を買取
り事を得而して其代料の爲小爲替手形を渡す時
ハ仮令其手形の通用中と雖共賣人より其商約
を破却して其品物取戻の公事を起し事を得

る

第四 仕事 農業 入用物 とも 全約定 の内小 在る 時
作業 労役 及 器 材

ハ 其 仕事 の 入用物 の 代料 と 賣品 の 公事 と 以て
器 材

これ 小 回復 する 事 得 ず 家宅 小 雑作 附属物 の 代

料 小 賣品 の 公事 と 以て 回復 せ べし 亦 家畜

の 代料 小 同様 せ べし 而して 是等 の 公事 小 於

て 小 家財 家 属物 家畜 什物 一々 明細 小 これ 小

説明 せ べし

第五其高約^高品物の代料^{代料}の為小正金を拂ふへ
 き約定^{約定}非^非トも^ト品物^{品物}めんこれと拂ふへ
 交易の取銷^{約定}めん其一方より品物を給備せさ
 る時^{約定}も約定^{約定}面^{約定}の品物を渡さるる趣を以て公事^{公事}
 と起^起をへし而して右^右交易の約定後^後物^物小其品物
 の代料^{代料}と正金を拂ふへき事と改約^{改約}也^也非
 ぶされハ賣品代料^{代料}の公事^{公事}と起^起も事能^{事能}ハさる也^也
 又若し其品物の代料^{代料}も半も品物めん相渡し半

と正金を拂ふへき約定^{約定}も時^時も賣人^{賣人}より^{巨細}委
 其趣^{其趣}ヲ^ヲ説明^{説明}せん^{せん}此^此の如き約定^{約定}ハ於て其
 品物めん拂ふへき分も既^既ル^ルハ満^満み金子の分も
 相拂ハさる時^時も賣品代料^{代料}の公事^{公事}を以て其金子
 も回復^{回復}をる事を得^得
 又若し数種の賣品一の全約定中^中ハある時^時ハ買
 人唯其内の一両品のみを受取^{受取}る事^事を要^要せし^し而
 して若し賣人より唯一両品を渡^渡る時^時も買人こ

れと返^戻事^事を得^得へし然共買人若し其渡され多
 一両品と受取りて約定品の全數を引返^戻まへ
 期日を過るまでこれを返さる時ハ其受取
 り多^多品物多^多けの代料^{代料}を拂^拂をさる^を得^得也又若
 し買人より某の種類品物を注文致し^致て
 其注文と相違の品を送^送りて買人其全品を賣人
 へ返^返をへる處若^其し全部を返さる^をて其内一部
 分を引留^{引留}え置く時ハ其一分多^多けの代料^{代料}を拂^拂を

さる^を得^得也

又其品物若し買人の心^心叶^叶はざる時ハこれを
 返^返をへ^へる^を又^又も返^返さる^をる時^をもこれを賣^賣へ
 しとの取窮りあり其品を相渡し而して相當の
 時間又も約定の^期限^限を過るまでこれを返却^{返却}せ
 ざる時^をも品物を賣渡せる^代例^例の^公事^事を起^起事^事
 得^得也又^又平藏^{平藏}より品物を傳^傳兵衛^{兵衛}へ渡^渡せり時若
 し其品傳^傳兵衛^{兵衛}の手中^手にありある内^内に損害^{損害}せ^せり

時を傳^は衛^いこれを買取りて其代料^料を拂ふ
 へしとの約定ありし相渡し其後此^{公事}公事と有り
 起^るる不^分賣渡せる品物の公事^{公事}を起し其代料^料を
 回復^{する}を得る事^{裁許}裁許せしむる^然然共^共買人
 賣人買人^買の品物と賣^る時^若若し其買人某の時
 限^{あり}ありし右の代料^料を拂はざる時^ハ賣人方^{あり}あり
 其品を他人^不賣り而し其又賣^る事^不付^き
 賣人の損耗を引起^し時^ハ買人方^{あり}ありてこれを引

受け申^りる^る約定^{あり}あり買人前段の時限^不代
 料^料を拂^るる時^ハ當りて賣人より賣渡せる品
 物又^ハ賣渡^しる取窮^{あり}あり品物と云^一一各
 義を以て其公事^{公事}を起^るる事能^ハハさる也

買人の権の事

假令^レ賣買の約定取窮^{あり}あり品物^{持主}の持主^ハ買人
 不^手移^る共買人唯其^微淺の名^號を得^るるの
 み^少し懸借の時限を取窮^めたる買^時約の外未^と

不^手移^る

其代料を拂ハさる内又も代料を受取ト度旨
と賣人小申入とさる間も其品を掌握するの權
更ふらとある也

第一章

前段の道理小申て買人約定を以て品物を買ふ
と虫共未と其代料を拂さる内又も代料を受
取ト度旨も賣人小申入とさる間も賣人の品
物を渡さるるも不法としてこれを訴訟する事

物買手は買人の
買人の利益を
得る

能ハさる也又仮令賣人買人引渡をへる品物
を所持せさる共約定の時日ある買人より代料
拂方並に品物引取の事を申入れさるを得る若
し其義に及てさる時も買人の落度とする品物
のありを義知せし趣を以てこれを言ひ聞く事
能ハさるへし又越後屋社中出嶋屋との約定小
出嶋屋も越後屋社中より羊毛三拾俵を買ひ
後屋も出嶋屋より若干量の短羊毛を買ふへく

且又三箇月小金二百五拾磅ポンドの爲替手形を取組
 むべき趣も約定せし其後越後屋社中出嶋屋
 の羊毛を渡さしむるを以て訴訟不及ひきれハ元
 来前段の三箇條共全日一の全約定ふを以て越
 後屋弟先より羊毛を出嶋屋社先に相渡して自分の約
 義相整ひる申述ふハ非されハ出嶋屋
 短羊毛を渡さしむる違約の廉を以て公事知法を
 起す事能ハさる趣知法裁許せしむる

然共賣人某の價みく品物を賣り而して買人よ
 り引渡しの頼合を申入とふる上りて某品を渡
 せんと取究めの處賣人これと渡さしめて買人
 より公事知法を起しむる賣人右品の代料を受取
 る度旨を賣人ハ申入とふる申述ハとくも
 唯其引渡しの頼合を致せる趣并其品物を受
 取へる用意を致し約定面の代料金高を備へ
 居る由を申述ふるを以て十分とせらる也

又買人より頼合望し込より引渡をへる約
 定あり時と賣人其品を賣他人せしむる外は買
 人自身より賣人方へ行くなり又書面より先
 品物引渡しの頼合を申入せしむる上は非されハ
 其品を渡さるるも以て賣人を訴訟をす事能ハ
 ざる也

又賣品某の時日期相渡さるへき旨兼て約定の

物品到着
和合

期限あり不於ても賣人より右約定日の夜十二
 時迄は其品を引渡を時と買人これを受取りさ
 るを得る但し其夜十二前字に右品の種類分量等
 を改むべき時間あり候へき事

又船舶より到着をへき品物を賣り又も到着の
 上よりこれと賣りんととの約定の公事ハ於て若
 物品運送船中ハ並便に到着港をかん用船賣人妻任職人等
 唯某の船某の品物を積み来りこれと賣渡
 さんとの約定より高航廻漕の常便より其品

和合川集
約合
申合

到着せざる時をこれを買人の渡さる共賣人と
 ねる拍合ふ事なし」又舟船到着の上某の品を
 成丈早く^{某の品}れを引渡さへく且其引渡し遅く共
 某の日も過く^{マシヤク}る^{マシヤク}へしとの約定あり^{マシヤク}時
 ハ其期日も過て後賣人より其品も渡さんとを
 る共買人必これを受取る^{マシヤク}及ハさる也^{英吉}
^年藏の約定も於て既^{マシヤク}に「^{マシヤク}港より積出し
 相成りて龍動^{マシヤク}に到着致^{マシヤク}をへる^{マシヤク}ガムビールの食物
 の名

①R 八百五箇^{マシヤク}三百六十五箇都合千百十七
 箇を英吉^{マシヤク}より^{マシヤク}賣^{マシヤク}る事と取崩めたる時の
 公事^{マシヤク}小於ても右の品既^{マシヤク}に積出し^{マシヤク}相成りて海
 路中^{マシヤク}に在りしと云へる事^{マシヤク}に付^{マシヤク}る買人賣人より
 慥^{マシヤク}ある請合も取置^{マシヤク}くへ^{マシヤク}る趣^{マシヤク}に裁許せ^{マシヤク}らる

又賣品買人方に到着せ^{マシヤク}る時より三箇月の懸貸
 の取崩めあり海上の請合も立て^{マシヤク}る品物も積送
 るへき約定も取結^{マシヤク}び且^{マシヤク}海上の請合も買人の名

目より其證文を取り而して其品を送りたる時
の公事小放て箇様の次第ありて右の品物を積
出も時より其品の持主直ち小買人の移り諸交
買人の引受とありを以て其船主の等聞由て
右の損害せし小付と買人より公事を起すの権利
ある事小裁許せしとあり

又遠近屋ある者其番頭新々船の手を以て「リガ
港」に其の船小積み賣下へさす丈の麻を残り

り尾品屋小賣渡をへさす事を約定致しむ多く
とも三百吨を過ぐへりとも云へり然る小新
無船其船小唯七十一吨をりりの麻を積み而
して他客の船も三百吨余の麻を積み込み多
く故尾品屋大ひ小立腹して此段訴訟小及ひま
る小時の裁官「エニボロー」氏の裁許小此約定の模
様もても麻の分量新々船遠近屋の為小積み込み
ある程あり然るへさす事ありり而して遠近屋

申上り系

と尾別屋（註）小七拾一吨（註）多く賣渡（註）も不及（註）と云（註）

又賣品を引渡さへ（註）十分の確約を取結（註）て其

品を相送（註）する時を事故ありて港路の閉塞せ

る事（註）又と他の免る難（註）る不時の異変あり

て違約（註）不及（註）ひ多（註）る趣も申述（註）ありと共其言（註）ひ

開（註）きり相成（註）ぶさる他

約定の期日小品物も引渡さ（註）ぬ公事（註）小於て違約

後書後論

違約（註）の金高も賣人其品を賣り多（註）る約定面の直

段と買人これを受取（註）んと欲せ（註）る時同品を買

ひ得（註）るへき市中の相場との相違を以てこれ

を定む（註）也而して賣買の約定を取結（註）ひある後

其品を引渡さへ（註）る期日の前小賣人方より右の

品と他人が又賣りせ（註）るを以て約定を遂げ難（註）る

旨も兼て申入（註）ると虽と買人方より廢約（註）の

事を兼知せ（註）たる時も前段の規則を以て過料金

と取る事を得る也又買人より既に其品の代料
として為替手形を賣人の渡し置を共此の如
く賣人より破約せる時不當りて先其為替手形
を不通用に致し而して其違約の公事を起す時
ハ石同断の過料を取得る也

第二章

前代の法より賣人より品物を引渡せる事
付と買人より公事を起し唯破約の過料金を

取るの外他事あり然共當時を然るをウ
クトリヤの法書第十九卷第九十七篇第二章の
從ひれを正金より賣買せる品物を賣人より引
渡さるして破約せる公事不於ては訴訟人の願
ひ由り共公事の趣意を吟味する大裁官の許
從ひて小裁官其事情を取調へ訴訟人の申を所
理ある時ハ其未と引渡し不相成りたる品物を
何品あり又若し右引渡し不付と訴訟人より

相手（律）拂ふへき金子ある時其金高何程ある
 う又其次亦小より公事（初）の裁許（初）を訴訟人（初）品物
 を受取り多る上猶幾何の過料（初）を取へきや又
 若し相手（律）其品を引渡さぬ時何程の過料（初）を差
 出して然るへき其条々委細取調へ其上りて
 裁許（初）相成（初）の時大裁官の働を以て訴訟人の
 願（初）より若し訴訟人（初）拂ふへき金子ある時
 へこれ拂ひて品物を受取るへき裁命を下し

ケ

而（律）て相手過料金を以て其破約を償ひ其品物
 を渡さし人（初）と欲する共右様（初）の勝手（初）あり致さ
 せさる也

節地約律第二篇卷之六終

和光川集

